

「令和 7 年度仙台市食品衛生監視指導計画」中間案からの変更内容（概要） について

令和 7 年度仙台市食品衛生監視指導計画中間案について、前回の仙台市食品安全対策協議会での議論並びに意見公募に寄せられたご意見等を踏まえて、下記のとおり修正しました。

記

修正内容① 食品等事業者による自主衛生管理の取組みに対する支援について

意見公募において、食肉及び内臓の生食や加熱不足による食中毒のリスク等について、情報提供の相手方等について明記すべきとのご意見をいただきました。

このことについて、本計画の「2 製造・加工から消費までの各段階における食品の安全性確保対策の充実（1）食品関係施設の監視指導、苦情調査等①一般監視・食肉及び内臓の生食や加熱不足による食中毒防止対策の強化」（本文 4 頁）を追記修正しました。（下線部追記）

修正前	・食肉及び内臓の生食や加熱不足による食中毒防止対策の強化 食肉及び内臓の生食や加熱不足による食中毒のリスクについて SNS 発信や動画配信等を活用し、情報提供を行います。
修正後	・食肉及び内臓の生食や加熱不足による食中毒防止対策の強化 食肉及び内臓の生食や加熱不足による食中毒のリスクについて SNS 発信や動画配信等を活用し、情報提供を行います。また、施設監視時等において、食中毒防止に係る適正な調理法の指導を営業者や食品衛生責任者に対して実施し、施設内のすべての調理従事者に認識してもらうよう指導します。

修正内容② 食肉中の動物用医薬品、残留農薬の検査について

検査の実施体制について、修正しました。（下線部修正）

修正前	⑤食育中の動物用医薬品、残留農薬の検査 と畜される牛や豚などの動物用医薬品等の投与歴やと畜検査の結果を踏まえて、動物用医薬品、残留農薬の検査を実施し、基準を超えて残留している食肉を流通から排除します。
修正後	⑤食育中の動物用医薬品、残留農薬の検査 と畜される牛・豚などの病歴に関する情報や、と畜検査の結果をふまえ、適宜、動物用医薬品の検査を実施します。また、定期的に動物用医薬品および残留農薬の検査を実施します。基準を超えて残留している食肉については、排除します。

修正内容③ 消費者への情報提供について

「②食品衛生に関する情報提供」について、掲載している動画情報を入れ替えしました。（下線部修正）

修正前	【アニサキスを探してみた！】 https://www.youtube.com/watch?v=80Z2pMDFIRU	
修正後	【食の安全に見える化～HACCPを知っていますか～】 https://www.youtube.com/watch?v=W8i7oDhJ2Sk	